

生野区

ごみゼロ



リーダー

ニュース

第1号

平成27年3月発行

ごみ減量・まちの美化の取組みを推進 生野区廃棄物減量等推進員委嘱式・研修会を開催

平成27年1月20日（火）、東部環境事業センターにおいて平成26年度廃棄物減量等推進員委嘱式ならびに研修会を開催しました。

委嘱式では、大阪市長名での推進員委嘱状の伝達を東部センター山崎所長が行った後、推進員を代表して上松会長は「ごみ減量・まちの美化などの取組みに対しまして、皆様には今後も地域の環境を守るさまざまな活動にご協力いただきたいと思います」とあいさつされました。

委嘱式後、（1）ごみ分別・リサイクルについて（2）廃棄物減量等推進員制度について（3）環境事業センター啓発業務についての研修会を実施しました。

ごみ分別・リサイクルでは、大阪市におけるごみ分別品目の拡大とごみ排出量の推移について触れながら、普通ごみに出される手つかずの食品類の実態とごみ減量について、そしてセンターに対する問い合わせ事例などを紹介しました。

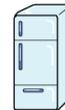
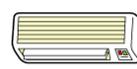
廃棄物減量等推進員制度については、活動マニュアルに基づき推進員の役割と啓発活動内容、ごみ減量の普及啓発に関することなどの説明を行いました。

環境事業センターの啓発業務については、各リサイクル教室や小学4年生を対象にした体験学習の取り組み、またベビー服・マタニティーウェアの展示提供と制度の説明をし、展示提供への協力をお願いし、質問・意見交換を行い研修会を終了しました。

最後に、3月20日（金）に開催される推進員実地研修を案内し、参加をお願いしました。



熱心に聞き入る推進員の皆さん



私たちの暮らしと家電リサイクル法

私たちの暮らしに欠かせない家電製品のうち、ご家庭で使用される「テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機」について、小売業者による引取りや製造業者などによるリサイクル(再商品化)を義務づける家電リサイクル法が平成13年4月より施行され、廃家電を正しく回収・効率的にリサイクル処理するしくみが確立されました。

法制定にあたり、これらの品目がリサイクルすべき家電として選ばれた理由としてごみになる電気製品の中でも高い割合を占めており市町村による再商品化が困難なこと、金属ガラス類などリサイクルしやすい素材の割合が高いこと、購入時には通常小売店から配送されリサイクルの流れをつくるのが合理的であることなどがあげられます。

リサイクル率を見てみると、家庭用エアコンは法定の基準70%に対して平成23年度実績が89%、電気冷蔵庫・電気冷凍庫は60%に対して79%、電気洗濯機及び衣類乾燥機は65%に対して87%、ブラウン管テレビは55%に対して79%、液晶・プラズマテレビは50%に対して87%と平成23年度における製造業者等の再商品化率はいずれも法定の基準を上回っています。

※環境省発行・平成23年度環境白書より引用

家電リサイクル法で定められた特定品目は、買い替える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について当該販売店等に引き取る義務がありますので引取りを依頼してください。

大阪市は引取りや収集・運搬を行っておりません また、販売店等に引き取り義務がないものにつきましては、下記とおり、大阪府が認定したリサイクルシステムである「家電リサイクル大阪方式」と製造メーカーがリサイクルを行う「製造メーカー方式」がありますので下記の連絡先宛てにお問い合わせください。

①家電リサイクル大阪方式

大阪リサイクル事業協同組合受付センター TEL 0120-44-8780

②製造メーカー方式 家電リサイクル券センター TEL 0120-31-9640

※ご注意

販売店等・家電リサイクル大阪方式・製造メーカー方式のいずれも有料による事前申し込み制で、収集・運搬・処理の各料金は異なりますのでお問い合わせください。

《編集・発行》

大阪市環境局東部環境事業センター

大阪市生野区巽中1-1-4

TEL: 06-6751-5311 FAX: 06-6753-3041

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

